

平成 19 年 2 月 26 日 記者会見説明内容

発表内容：旧奈良銀行で平成 15 年 7 月以前にご融資した一部の貸出金での
適用金利の不一致について

日 時：平成 19 年 2 月 26 日（月） 16 時 00 分～16 時 50 分

場 所：りそな銀行 奈良営業本部

発表者：りそな銀行 常務執行役員 上林義則

りそなホールディングス 執行役 野口正敏

りそな銀行常務執行役員の上林でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、マスコミの皆さまに対して、旧奈良銀行で平成 15 年 7 月以前にご融資した一部の貸出金での適用金利の不一致についてご報告させていただきます。

平成 15 年 7 月以前に旧奈良銀行でご融資いたしました貸出金のうち、一部のお取引について、事務処理の誤りにより、本来適用すべき金利と異なる金利を適用しているものなどがあることが判明いたしました。

これは、社内で本来適用すべき金利が適用されていない貸出金が発見されたことを受け、旧奈良銀行の金利を自動変更すべき貸出金全件を調査した結果、貸出金利を過大に請求しているもの、または過少に請求しているものがあわせて約 290 先の法人・個人のお客さま、金額にして約 795 百万円あることが確認されたものです。

この原因は、平成 15 年 7 月の旧奈良銀行におけるシステム変更まではオンライン管理での金利の自動変更機能がなく、手作業で金利変更を行っていたため、金利変動作業のミスにより適正に金利変更が行われていなかったことでございます。

りそな銀行の旧奈良銀行以外の営業店では、金利自動変更するシステムを使用しており、旧奈良銀行における基準金利が変更される都度、手管理による適用金利変更入力を行うような事務は、異例・特殊な貸出金を除き発生し得ない体制が構築されております。

今回、対象となるお客さまには、本日より個別にご説明をさせていただくとともに、今後、確認のうえ正しい金利で遡って修正させていただき、差額の精算をさせていただく予定です。

このような事態が生じ、お客さまおよび関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、また、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後は、ご迷惑をおかけしたお客さまへの精算手続きに誠心誠意対応させていただくとともに、このような事態が二度と起こらぬよう、再発防止に取り組んでまいります。

以上